

第34回中四国サミット共同アピール文

- 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進について
- 広域的な観光連携の推進について
- 高速交通ネットワーク及び地域交通の整備・充実について
- カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について
- 中小企業等が物価上昇に負けない賃上げを行うための、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境の整備について
- 社会保障制度の確保について
- 教育の充実について
- 東京一極集中の是正と地方における人口減少対策について
- 国民の政治参加の促進と公明かつ適正な選挙の実現について
- 参議院議員選挙における合区の解消について

防災・減災、国土強靱化対策の 更なる推進について

令和7年8月26日
中四国サミット

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進について

近年、気候変動の影響を受けた水害や土砂災害の激甚化・頻発化に加え、南海トラフ地震をはじめとする大規模地震の切迫性が指摘されており、住民生活の安全・安心が脅かされる災害リスクが増大している。

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震や同年9月からの同地域における線状降水帯を伴う大雨では、半島という地形的な特徴から被害状況の把握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、中国・四国地方に通じる課題が浮き彫りとなった。

また、本年1月に政府地震調査委員会により南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率がこれまでの「70%～80%」から「80%程度」に引き上げられることが公表され、同年3月には中央防災会議から南海トラフ巨大地震の新たな被害想定が発表されたところであり、極めて広域かつ甚大な被害が想定される巨大地震の切迫性が高まりを見せている。

さらに、本年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故で、高度経済成長期に整備された全国のインフラ老朽化が加速度的に進行していることが露見され、大規模自然災害に備える上でも老朽化対策が急務となっている。

このような中、地域住民の尊い命を守り、助かった命をつなぐため、風水害や南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害への備えをこれまでよりも一段と加速化・深化させ、発災後の速やかな復旧・復興対策についても一層の充実を図る必要があることから、以下の事項を強く提言する。

1 国土強靱化対策の更なる推進について

大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するために、防災・減災、国土強靱化の取組は、一層重要となっており、地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっている。

国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に続く計画として、令和12年度までを期間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」を策定し、引き続き、地方とともに国土強靱化の取組を推進することとしている。

中国・四国地方においても、これまでの5か年加速化対策等により、高規格道路ネットワークのミッシングリンク解消や流域治水に資する治水事業などの社会基盤整備を推し進めているものの、必要な対策は多く残されており、国土強靱化の取組を継続的・安定的に推進する必要がある。

とりわけ、南海トラフ地震等による甚大な被害の発生も懸念されることか

ら、大規模自然災害に備えた国土強靱化の取組を更に加速化・深化することが求められている。

- (1) 5か年加速化対策後も国土強靱化施策を更に加速化・深化するため、近年の資材価格や人件費高騰等の影響を適切に反映した上で、必要な予算・財源を、当初予算を含め、通常予算とは別枠で確保し、社会資本整備関係予算の総枠を拡大するとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、対策の初年度となる令和8年度については、令和7年度補正予算により速やかに必要な措置を講ずること。
- (2) 「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」について、「実施中期計画」に位置付けた施策を対象とするとともに、令和7年度末に期限を迎える「緊急自然災害防止対策事業債」の期限を延長すること。

2 能登半島地震の教訓を踏まえた防災・減災対策の推進について

能登半島地震の被災地では、木造住宅が多数倒壊するなどにより16万棟を超える住家被害が生じたほか、停電や道路の寸断、断水、通信途絶などにより「情報把握」や「被災地支援」に支障が生じるなど、様々な課題が浮き彫りとなっている。

また、中国・四国地方各県からは、職員の派遣や救援物資の提供など、様々な支援を行うとともに、これらの支援を通じ、現地から多くの教訓を得ているところであり、これら能登半島地震の教訓を踏まえた対策の推進が急務となっている。

- (1) 南海トラフ地震等の大規模地震に備え、県や市町村が実施する防災・減災対策の更なる充実強化を図るため、「緊急防災・減災事業債」の期限延長、適用対象拡充のほか、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を令和7年度以降も継続するとともに、本年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波では、真夏の酷暑により避難の際に体調不良者が多数発生したことから、避難所環境の改善・向上を加速化させるために、工事を伴う設備等にも対象事業を拡充するなど、財政支援措置の充実を図ること。
- (2) 近年の人件費・資材価格が高騰している中でも、着実に木造住宅の耐震改修を進めるため、住宅・建築物耐震改修事業における補助制度の拡充等を含めた、積極的な財政支援を実施すること。

- (3) 能登半島地震の対応を十分に検証し、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、自治体における受援計画の作成・見直しや物資・人員の受入れなど受援体制の整備等に対する支援を充実・強化すること。
- (4) 半島地域の地理的特性を踏まえた防災対策を推進するため、道路・港湾施設・上下水道施設の整備や住宅の耐震化、避難所の防災設備の整備や通信機能の耐災害性の強化、漁港施設・共同利用施設の整備などに対する財政措置を強化すること。
- (5) 災害時の応急・復旧活動に効果的な「衛星インターネット通信機器」や給水・衛生設備（循環式シャワーシステム、トイレカー、ランドリーカー）等の「防災装備品」については、「防衛装備品」と同様、国が主体となり、全国の地域ブロック毎に必要な数を配備するとともに、自治体が導入する場合の財政支援を一層拡充すること。
- (6) 大規模自然災害発生時における「命の水」を確保するため、採択要件の緩和や補助率の1／2以上への引上げなど、「上下水道施設の耐震化・老朽化対策」に対する支援制度を強化すること。
- (7) 災害救助法に基づき、避難所として旅館、ホテル等を供与した際、避難者が利用した客室について、汚損や生活臭が生じた場合は、原状回復に係る費用を補償すること。

3 潮位観測施設の維持・増設及び日本海側の海域活断層の評価について

令和6年能登半島地震では地震の発生から3時間以上遅れて津波の最大波が観測されるなど、地形的な要因により特徴的な動きがみられたほか、本年7月のカムチャツカ半島付近の地震に伴う津波では、太平洋沿岸を中心に国内の多数の地点で津波が観測されたことから、津波研究の推進及び津波監視体制の強化が必要である。

- (1) 津波観測にも資する国土地理院の潮位観測施設24箇所のうち22箇所（中国・四国地方では、鳥取県、山口県及び高知県で各1箇所）については、令和8年3月末までに運用終了予定とされているが、全国的に津波監視体制が脆弱化し、また、日本海側の潮位観測施設はもともと少ない状況であるにもかかわらず、国土地理院の運用終了により更に減少するため、迅速な被害状況の把握、的確な災害応急対策、事後検証等に

も支障が生じかねないことから、適切ではない。

津波対策の推進に関する法律において、国は津波の観測体制の強化に努めなければならないとされていることから、潮位観測施設の維持・増設を図ること。

- (2) 令和6年8月に公表された「日本海側の海域活断層の長期評価 一兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖一」については、一部の項目（海域活断層の位置・長さ・形状・地震の規模等）が前倒しして公表されたものの、地震発生確率は評価されていないことから、近畿・北陸以北の日本海における海域活断層の長期評価の早期公表及び日本海側の地震調査の推進を図ること。また、日本海側の津波の挙動メカニズム及び海底地形の調査など日本海側の津波研究を進めること。

4 南海トラフ地震対策の推進について

南海トラフ地震を巡っては、令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表、令和7年3月の巨大地震の新たな被害想定公表、同年4月の総務省の「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（以下「AP」という。）」の施行など、周辺環境の変化がみられるが、今後30年以内の発生確率が80%程度であることを踏まえると、対策を一層推進する必要がある。

- (1) APにおいて、即時応援県等の職員（市町村職員を含む。）が確実に被災地域まで進出できるよう、APを定めた国の責任において、自衛隊等の実動組織や民間の航空・船舶会社等と調整し、輸送スキームを事前に構築するほか、現地での応援活動にあたっても、国も積極的に助言・調整役を果たすことで、APが円滑かつ確実に運用される体制とすること。
- (2) 過酷な被災状況下でも、一定期間、自己完結型で活動ができるよう、拠点機能を有する車両の確保に加え、平時における資機材・設備整備、研修、訓練、人材育成、被災者受入体制整備等の経費について、十分な財政措置を講ずること。

5 林野火災の発生予防・対応力強化について

令和7年に入り大規模な林野火災が全国的に多発し、3月には岡山市や愛

媛県今治市をはじめ、中国・四国地方においても林野火災が発生しており、資機材の充実強化や予防意識の啓発など、ハード・ソフト両面の対策が必要である。

- (1) 森林面積が国土の3分の2を占める我が国では、林野火災を起こさないことが極めて重要であることから、地方では火災予防に取り組んでいる。林野火災に対する予防意識の更なる醸成のため、国においても火災予防の啓発宣伝を一層強化すること。
- (2) 令和7年2月から4月にかけて全国で多発した林野火災を踏まえ、延焼拡大の要因・メカニズムを分析した上で、効果的な対策の検討及び森林・林道等の適正な維持管理に対して積極的な支援を行うとともに、延焼拡大阻止に向けた早期の緊急消防援助隊や自衛隊等への支援要請のため、国において都道府県とより迅速に緊密な調整等を行えるよう、平素からの情報共有・連絡体制の充実を図ること。
- (3) 水利不足が懸念される林野火災特有の状況に対応可能な消防職団員及び緊急消防援助隊用の車両・資機材並びに消防防災ヘリコプター用の資機材等の整備に対する財政支援の充実を図ること。
- (4) 林野火災発生後は、樹木が焼けて山の保水力が低下し、延焼した斜面での土砂流出等の土砂災害の危険性が高まることから、発災後早期に二次災害防止対策に着手できるよう財政支援を行うとともに、林野火災によって焼失した森林機能の早期回復のため、植栽工や治山ダムなどの防災林造成をはじめとする復旧・復興事業の計画的、継続的な実施に必要な予算を確保すること。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥取県知事 島根県知事 岡山県知事 広島県知事 徳島県知事 香川県知事 愛媛県知事 高知県知事
(一社)中国経済連合会会長
四国経済連合会会長

平井 井山 伸達 治也
丸山 達隆 也太
伊原木 英嗣 彦
湯崎 正 政
村藤 田 純
後田 正 人
池田 豊 広
中村 時 司
濱田 省 茂
芦谷 井 介
長井

広域的な観光連携の推進について

令和7年8月26日
中四国サミット

広域的な観光連携の推進について

中国・四国地方は、日本海、瀬戸内海及び太平洋と、中国山地及び四国山地の3海2山をはじめとする豊かな自然環境や景観に恵まれており、伝統芸能、食文化、日本遺産・世界遺産等も含め、国内外に誇れる多くの地域資源を有している。

一方で、観光産業については、光熱費や食材費等の高騰によるコスト増に加え、観光需要の回復に伴う人手不足が顕在化している。

こうした中国・四国地方においては、「観光立国推進基本計画」で、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととしており、国内外から多くの観光客が訪れている大阪・関西万博を契機とし、デジタル技術の観光分野での実装を加速させ、持続可能な観光振興、インバウンド回復に取り組んでいく必要がある。

また、インバウンドの拡大にもつながるアウトバウンドについても積極的な推進が欠かせない。

これらを踏まえて、中国・四国地方が一体となり経済の活性化に向けた広域的な観光連携の推進に取り組むため、以下の事項について強く要請する。

1 国内観光需要・消費額の拡大

国内観光需要・消費額の拡大には、旅行の実施率向上や滞在長期化につながる、魅力的な観光コンテンツの開発・充実が必要である。

時期の分散などを考慮した広域的な旅行支援のほか、地域ならではの資源を活かした観光コンテンツの造成や、サイクルツーリズムをはじめ、アウトドアに着目した新たなツーリズムを創出する取組などへの支援を継続的に実施すること。

2 新たな観光スタイルの普及促進に向けた支援

新たな旅のスタイルとしてのワーケーションは、コロナ禍で進展したテレワークとの親和性が高く、広域的に連携することで様々な地域への滞在機会の拡大につながる。

ワーケーション等に対応するための整備促進(宿泊施設等へのWi-Fi整備、ワーキングスペースの設置・改築等)、都市部企業とのマッチング及び広域的なワーケーション情報の発信への支援を行うこと。

3 インバウンド需要の回復に向けた環境整備への支援

コロナ禍からの社会情勢の正常化に伴い、訪日外国人観光客数は順調に回復しているものの、その効果は一部の地域に限られており、地方におけるインバウンド回復を見据えた取組が重要である。

訪日誘客支援空港への支援の継続や支援策の拡充、グランドハンドリングや保安検査の人材不足に対応するため、航空・空港人材確保等に向けた積極的な支援、空港・港湾における訪日外国人の入国手続きの整備・迅速化、さらには訪日外国人の周遊観光促進に資する二次交通の充実（「道の駅」への観光案内所併設、スマートインターチェンジの整備等）など、受入体制の整備を促進するとともに、航空需要に即した航空燃料の安定的な供給ができるよう、必要な措置を講じること。また、地方への国際航空路線開設にあたっては、持続的な観光・交流の発展に資するため、航空会社から定期路線開設の認可申請が行われた際には、速やかな手続を行うこと。

併せて、地方への誘客拡大に向け、地方の観光産業の高付加価値化・生産性向上に向けた取組の支援や、人材確保・育成に対する支援、さらには、訪日短期ビザ免除対象国の拡大、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化を図る等、積極的な対策を実施すること。

4 アウトバウンドの推進に向けた支援

「観光立国推進基本計画（第4次）」では、インバウンドと相乗効果を上げるアウトバウンドについても、日本人の国際感覚や異文化理解力を育む意義を踏まえ、その復活に向けて取り組んでいくことが明記されている。

アウトバウンドの推進は、双方向の交流拡大（ツーウェイツーリズムの推進）を通じ、航空ネットワークの拡大、ひいてはインバウンドの更なる拡大にも貢献するとされていることから、国を挙げて取り組んでいくことが重要である。

近年、訪日外国人旅行者数は大きく増加しているが、出国日本人数は伸び悩んでおり、この要因の一つとして、我が国のパスポート保有率の低さ（約17%）が考えられる。

アウトバウンドを推進し、国際的な人的往来の促進を図るため、パスポート取得費用の一部を国が支援するなど、日本人海外旅行者の費用負担の軽減を図ること。

5 観光推進体制強化に向けた支援

地域の観光事業者を支えるDMO等が行う観光地の活性化や多様化する旅行ニーズへの対応に向けた取組を後押しすることが重要である。

国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。

また、「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。

6 国立公園等の整備に向けた支援

中国・四国地方は、日本で初めて国立公園に指定されてから昨年3月で90年目の節目を迎えた瀬戸内海国立公園など、各県にわたり12箇所の国立公園等を有しており、その豊かな自然や景観等は地域の重要な観光資源となっているが、インバウンドを含めた誘客を促進するには、国や県等が一体となってその魅力を磨き上げ、発信していくことが重要である。

国立公園満喫プロジェクトによるブランド力や発信力の強化に継続的に取り組むとともに、各地域が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うこと。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	後藤田正純
香川県知事	池田豊人
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	芦谷茂
四国経済連合会会長	長井啓介

高速交通ネットワーク及び 地域交通の整備・充実について

令和7年8月26日
中四国サミット

高速交通ネットワーク及び地域交通の整備・充実について

我が国が直面する少子高齢社会を克服し、持続的な発展を遂げるためには、東京一極集中を是正し、魅力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

そのためには、高規格道路や新幹線など、円滑な物流や交流人口の拡大に資する高速交通ネットワークの構築が必要不可欠である。

また、高速交通ネットワークは、近年各地で頻発する大規模な自然災害発生時において、救助・復旧活動や支援物資の輸送を円滑に行うための重要な役割も担っている。

さらには、住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、日常生活や経済活動に欠かすことのできない地方鉄道やバス路線を維持していくことが必要である。

については、中国・四国地方の更なる連携と多様な地域づくりに資する高速交通ネットワーク及び地域交通の整備・充実のため、以下の事項について強く要請する。

I 高規格道路ネットワーク等の整備促進

1 ミッシングリンクの早期解消

高規格道路は、地方に安定した雇用の場が確保されるよう産業を振興し、生産性を向上させ地域経済を活性化するとともに、地方創生に向けた持続可能な社会の構築に不可欠な社会基盤である。さらに、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るための「命の道」とも言うべき重要な役割を担っている。

このことは、平成30年7月豪雨において長期間通行止めとなった山陽自動車道を、中国縦貫自動車道及び山陰道が代替・補完し、広域交通の機能を確保するなどネットワーク効果を発揮したことからも明らかである。

その一方、山陰道のミッシングリンク区間では、一般道において大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたが、ミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

また、能登半島地震では、半島という地形の特徴から交通ネットワークが限定されるなかで多くの路線が寸断されたため、被害状況の把握や救援、物資搬入に支障が生じるなど、交通ネットワークの脆弱性に起因した初動対応の課題が浮き彫りとなった。今後発生が懸念されている南海トラ

フ地震においても、中国・四国地方に甚大な被害を与えると予想されており、的確な初動対応の実行と円滑な被災地支援や復興のため、災害に強い広域的な道路ネットワークの構築とダブルネットワーク化等による機能強化が必要である。

については、地域の特色ある発展を支え、災害時における応急対応や支援物資の輸送等に重要な役割を担う高規格道路ネットワークの早期整備のため、中国・四国地方に依然として多数存在するミッシングリンクの早期解消を図ること。

さらに、主要な国道・地方道は、高規格道路ネットワークと一体となり、渋滞の解消や、地域の交流・連携の強化を図り、物流の活性化や交流人口の拡大、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス性の向上に資するほか、大規模災害時に緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うため、その整備促進を図ること。

2 暫定2車線区間の早期4車線化等

対面通行に起因する重大事故の防止や高速道路本来の定時性、速達性の確保による物流機能の強化、さらに、事故発生時や豪雪を含む大規模災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化及び対面通行区間における当面の緊急安全対策等を早期に実現する必要がある。

また、高速道路の機能を将来にわたり維持するため、抜本的な性能回復を図る更新事業等についても進める必要がある。

このことから、料金徴収期間の延長による財源を活用し、高速道路の更新事業等を着実に進めるとともに、令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において指定されている優先整備区間の4車線化の早期整備を図ること。

なお、4車線化等が行われるまでの間、長大橋、トンネル区間など、対面通行区間においても安全・安心の確保を図るための緊急対策の検討を推進し、有効な対策を早期に実施すること。

3 重要物流道路の機能強化及び重点支援

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、重要物流道路及び代替・補完路の追加指定については、地方の意見を十分に反映すること。

また、指定道路の整備・機能強化を推進するとともに、そのために必要な補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

4 道路関連予算の拡大

継続的・安定的に国土強靱化等の取組を推進できるよう、今年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するため、必要な予算・財源を、別枠で確保すること。また、国土強靱化予算については、予算編成過程でも資材価格等の高騰等の影響を適切に反映し、必要な予算を確保するとともに、老朽化が進む道路施設の的確な維持管理と更新が可能となるよう、引き続き、必要な予算を確保すること。

あわせて、全国の中でも道路整備が遅れている中国・四国地方において生産性の高い産業基盤を形成するとともに安全・安心な生活を確保するため、資材価格などの上昇に対応する中でも、高規格道路をはじめとする道路ネットワークの整備等を計画的かつ長期安定的に進められるよう、新たな財源を創設し道路関連予算を拡大すること。

II 高速鉄道ネットワークの整備促進

高速交通ネットワークを活用した多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、全国各エリアに新幹線を整備することが求められるが、中国・四国地方の新幹線計画は基本計画にとどまっている。

このため、中国・四国地方における新幹線の整備計画への早期格上げに向けた調査を実施するための予算措置、国土強靱化実施中期計画に係る予算の活用、在来線の更なる高速化・快適化を図るために必要な建設事業費や車両更新費への新たな財政支援制度の創設など、高速鉄道ネットワークの整備に向けた具体的な取組を加速化すること。あわせて、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこと。

III 地域交通の維持・確保等

1 地域公共交通網の維持・確保・充実

地方の鉄道やバス路線等の地域公共交通網は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない生活に密着した大切な移動手段であることから、採算性のみに捉われず、地域公共交通網を維持・確保及び充実させるための施策を講ずるとともに、第2次交通政策基本計画に示すとおり、

地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方の検討に早急に着手すること。

2 地方の鉄道ネットワークの維持・確保

- (1) 近年、全国各地の複数のＪＲから、ローカル線のあり方検討を求める表明が相次いでなされていることから、国主導で進められた国鉄分割民営化の経緯や、想定以上の速度で進む人口減少、少子高齢化、金利の低下など、民営化した当時と時代背景や社会構造が異なっていることを踏まえ、ローカル鉄道を路線単位で縮小均衡させるという議論ではなく、中山間地域の持続可能性や地方創生、国土強靱化といった将来の国のあり方を見据えた今後の交通体系のあり方や、その中におけるＪＲのあり方について、国民共通の社会基盤である全国の鉄道網をどうするのかという大きな視点で議論し、国の交通政策の根幹としての方向性を早期に示すこと。
- (2) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、地方路線の再構築等に関する協議の場として、国が再構築協議会を設置する制度が創設されたところであるが、鉄道事業者側の意向のみによって安易に地方路線の見直しがなされるべきではないことから、国が再構築協議会を設置する場合には、「路線の廃止ありき」や「モード（輸送手段）の転換」等を前提とした協議とならないよう、中立的な立場で責任を持って関与するとともに、その設置や運営にあたっては、地域の実情に十分に配慮すること。
- (3) 災害により、ＪＲローカル線の線路や橋梁等の施設が被災した場合には、これを直ちに路線の存廃の議論に結びつけることがないようにＪＲ各社を指導するとともに、速やかに復旧し、路線が維持できるよう、積極的に支援を行うこと。
- (4) 自治体等が取り組む駅を中心とした「まちづくり事業」をはじめ、利便性向上や利用促進に向けた取組など、地方路線を維持するための支援について、拡充強化を図ること。
また、運転士をはじめとする人手不足により、路線の減便や駅無人化等、利用者へのサービス水準の低下を加速させることが懸念されることから、人材確保支援はもとより、省人化に向け「自動運転技術の確立」など、国主導で取り組むこと。

3 地域の実情に応じた交通手段の維持・確保

近年、人口減による利用者減、ドライバー不足等によりバス事業者等の撤退、路線の縮小が顕著となってきていることから、バス事業者等によるドライバー確保の取組等への支援を充実させるとともに、住民の移動手段を維持・確保し、地域でいつまでも安心して住み続けられるよう、これまでのバスを中心とした支援に加え、地域の実情・ニーズに応じた多様な生活交通の維持・確保策に対する財政支援を拡充すること。

4 海上輸送網の機能充実

海上輸送網については、国際競争力強化に向けた物流の効率化や大規模災害発生時の海上輸送機能維持のため、整備が不十分な日本海側をはじめ、瀬戸内海、四国地域における海上輸送の拠点となる港湾の機能充実・強化を図ること。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	後藤田正純
香川県知事	池田豊人
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	芦谷茂
四国経済連合会会長	長井啓介

カーボンニュートラルの実現に向けた 取組の推進について

令和7年8月26日
中四国サミット

カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について

令和2年10月の国による「2050年カーボンニュートラル宣言」や「2030年度時点の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比で46%削減」の表明以降、グリーン成長戦略やエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画、「GX推進戦略」等の重要戦略が相次いで制定され、「GX推進法」等の関連法が整備されてきた。

本年2月、国において、「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策計画」の改定とともに、「GX2040ビジョン」が策定され、新たに「2035年度時点で60%」、「2040年度時点で73%削減」を目指した取組が進められるなど、エネルギー安定供給確保と経済成長、脱炭素の同時実現を目指すGXを加速させる方針が示されているところである。

民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む企業は大企業に限定されず、中小企業にも波及し、サプライチェーン全体の動きが現れている。

については、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長につなげるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

- 1 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新をはじめ、水素やアンモニアなど次世代燃料の輸入ルートの開発や、エネルギー安全保障の観点から国内生産拠点、地方における受入基地の整備など、サプライチェーンの構築等に国として率先して取り組むとともに、必要な財政支援や法規制の見直し等により、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。
- 2 2040年度時点の温室効果ガス排出量を2013年度比で73%削減するという政府目標の実現に向けて、第7次エネルギー基本計画で示された再生可能エネルギーの発電比率を着実に達成するため、地方自治体が

地域に適合した再生可能エネルギーの供給力の増加を図れるよう「機動的に運用できる十分な財源」を確保すること。また、今後再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図る上では、建築物の屋根や壁面等の新たな適地の開拓が必要であるため、ペロブスカイト等の次世代型太陽電池など、技術的なイノベーションを加速するとともに、初期需要創出に向けた取組を促進すること。

- 3 地域脱炭素ロードマップに掲げる公共施設等への太陽光発電設置、Z E B化や木造化・木質化、公用車の電動化などの目標達成のため、地方自治体の率先行動に対する強力な財政支援を行うこと。
- 4 カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や経済成長及び温室効果ガス排出削減に資するものとなるよう、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- 5 カーボンニュートラルの実現には、サプライチェーン全体での脱炭素化が求められることから、中小企業の脱炭素化を促進するため、温室効果ガス排出量の算定や削減目標の設定から、省エネ・再エネ設備の導入や工場のスマート化、再エネ由来電力への転換等まで、地域中小企業に過度な負担が生じることがないように継続的な支援を行うこと。
- 6 カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学公金連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講ずること。
- 7 新築住宅に対するZ E H基準の水準の省エネ性能導入や自治体が独自に取り組む高性能な省エネ住宅の導入、既築住宅に対する省エネ改修、太陽光発電、蓄電池の導入、住宅の木造化・木質化などへの支援を充実させること。太陽光発電の更なる促進に向けて、多雪等の条件不利地域では導入コストが増嵩することに配慮したきめ細やかな支援を行うこと。また、支援においては十分に予算を確保し、年間を通じて利用できる制度とするとともに、地域の工務店等のスキルアップのために十分な支援を行うこと。
- 8 住宅以外の建築物においてはZ E Bの普及が進むよう支援を継続するとともに、支援においては公募期間を十分に確保し、複数年度にわたる工

事についても柔軟に活用できる制度とすること。

- 9 カーボンニュートラルの実現に向け、地域共生型・地域裨益型の再生可能エネルギーの一層の普及を図るために創設された地域脱炭素化促進事業の認定制度の活用を促進するため、手続き簡素化の対象拡大や補助金上の優遇等、市町村や事業者にとってより有効で強力なインセンティブを設定すること。
- 10 カーボンニュートラルの切り札となる水素を活用するために、地域の特性に合わせた再生可能エネルギーやバイオマス、廃棄物資源等を活用した水素の製造、その利活用のための貯蔵・運搬等のインフラ整備を進め、自立・分散型エネルギーシステムの構築に繋がる支援制度を充実させること。また、F C Vの普及に繋がっている水素ステーション「運営費補助制度」の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など「整備補助金」の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。さらに、燃料電池商用車の導入促進を図る重点地域を選定する際は、自治体の取組を評価する「地方公共団体基準」を重視した柔軟な運用を図るとともに、選定された地域以外の自治体へも従来どおりの支援策を維持すること。
- 11 E Vの普及に向けて、航続距離（県をまたぐ移動の際の電欠等）への不安感を解消し、安心して走行できる環境を整備することが重要であることから、充電設備の空白地域や、高速道路等における充電インフラ整備などについて支援策を講ずるとともに、E Vの性能・充電環境に関する情報発信、充電マナーに関する啓発を積極的に行うこと。また、自動車関連産業が国際競争力を維持・強化できるよう、電動化やライフサイクル全体での低炭素化（再生材利用義務化を含む。）、関税措置などの諸課題に対応するための経済・技術支援等を行うこと。
- 12 カーボンニュートラルの実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、カーボンニュートラルのもたらす便益、負担を丁寧の説明していくこと。
- 13 社会全体としてカーボンニュートラルを実現するには、脱炭素電源の拡大等が必要とされており、発電事業者が火力発電への脱炭素燃料の混焼等による排出削減や再生可能エネルギーの供給量を拡大できるよう支援を行うこと。また、再生可能エネルギーの拡大に際し必要となる、バックア

ップ電源の確保などによる事業者の負担を軽減する支援を行うこと。さらに、再生可能エネルギー資源の地域的偏在を踏まえ、送電経路の新設や送電容量の増強など、送電系統の整備を促進すること。

- 14 温室効果ガスの排出量については、排出量カルテにより都道府県・市区町村別の数値が示されているが、最新年度の公表に3年程度を要することから、温暖化対策の進捗状況を地方自治体・事業者が共有し、取組の促進につながるよう、推計による速報値などで速やかに排出状況を公表すること。また、再エネの導入については、今後、卒FITや非FITの増加が見込まれる中、再エネ全体の導入容量を把握する手段がないため、地方自治体別の再エネ全体の導入容量を把握し公表する仕組みを整備すること。
- 15 民間企業も含めてLED照明や電動車の導入に対する需要が高まる中、地方団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、「脱炭素化推進事業債」による支援について令和8年度以降の継続・強化を図ること。
- 16 再生可能エネルギーの長期電源化のためには、既存の再生可能エネルギー設備について、FIT制度の調達期間終了後も最大限の活用を図ることが重要であることから、事業者による適正管理のための追加・再投資への支援など適切な環境整備に向けた方策について検討を進めること。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	湯	崎	英	彦
山	口	県	知	事	村	岡	嗣	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)	中国経済連合会	会長			芦	谷		茂
四国経済連合会	会長				長	井	啓	介

中小企業等が物価上昇に負けない賃上げを行うための、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境の整備について

令和7年8月26日
中四国サミット

中小企業等が物価上昇に負けない賃上げを行うための、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境の整備について

地方においては、これまでも地域の生活・経済を守るべく、国が打ち出す対策を補いつつ、地域の実情に合った効果的できめ細かな施策を実施してきたが、物価高の長期化は依然として国民生活や事業者の経営に多大な影響を及ぼしている。

また、全国的には好業績を上げている大企業を中心に物価の高騰に対応する賃上げが実施されているが、地方の中小企業等においては、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできておらず、賃上げの実現は難しい状況にある。

十分な賃上げができず、実質賃金が減少することは、若者の将来不安を増加させ、結婚や出産、子育ての選択をためらわせるのみならず、大都市との格差から、若者の大都市への転出に拍車をかけることにもつながっている。

地方に多い中小企業等が物価上昇に負けない賃上げを行うためには、コスト上昇分を適切に価格転嫁できるよう、大企業との対等な取引環境を整備することが必要である。

加えて、米国による関税措置は、賃上げ等を通じたデフレからの脱却を目指す日本経済に多大な影響を与えることが懸念される。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国と地方が効果的な対策を切れ目なく講ずることができるよう、次の事項について強く要請する。

1 米国による関税措置に関する対策の強化

米国の関税措置による地方の産業・雇用に与える影響が最小限となるよう、補正予算や予備費の活用により十分な予算を確保し、万全の対策を実施すること。

また、自動車関連事業者をはじめ、関税の影響を大きく受ける輸出関連事業者や、経済の変動の影響を受けやすい中小企業等に対する資金繰りの支援、価格転嫁の円滑化などによる取引適正化の促進、生産性向上の支援等の対策を講じること。

特に、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないように、監視を強化・徹底すること。

併せて、雇用調整助成金等の助成金について、雇用情勢に応じた適用要件の緩和のほか、助成率の引上げ等の必要な措置を柔軟に実施すること。

2 中小企業等の持続的な賃上げの実現に向けた支援

地方経済の成長が日本経済の成長を支えていくものであり、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行に向け、大胆かつ強力な総合経済対策を早急に実行すること。

地方の中小企業・小規模事業者は、物価高や人件費の上昇などにより、コスト負担の面において経営が圧迫されている中で、人材確保の面からなお一層の賃上げを迫られている状況となっている。そのため、適切な価格転嫁をはじめ、大企業との共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化し、違反のあった場合には厳正に対処するとともに、賃上げ促進税制の強化や国内投資の促進などの持続的な賃上げ、所得の向上につながる環境整備を一層推進するなど、政策を総動員し、すそ野の広い賃上げを実現すること。

また、「物流の2024年問題」（トラックドライバーの時間外労働の上限規制）について、法令遵守の徹底を図るとともに、省人化投資の推進、適正な対価の確保による事業者の経営安定を支援すること。

3 地方財源の確保

地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性の確保・強化のために、官公需における価格転嫁に必要な経費を含め、民間給与や物価の上昇による影響を地方財政計画の歳出に的確に反映し、一般財源総額を適切に確保するとともに、地方が実情に応じて物価高対策や人手不足対策を継続的かつ機動的に実施できるよう、地方交付税や自由度の高い交付金など必要な財源について、今後も経済状況等に応じて、積極的な措置を行うこと。

また、地方において、米国による関税措置の影響を受ける企業等に対して機動的に支援を行えるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額及び対象事業の拡充を行うとともに、各団体の実情に応じた適切な配分を行うこと。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	湯	木	英	彦
山	口	県	知	事	村	崎	嗣	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)中国経済連合会会長					芦	谷		茂
四国経済連合会会長					長	井	啓	介

社会保障制度の確保について

令和7年8月26日
中四国サミット

社会保障制度の確保について

国においては、令和5年12月、2040年頃までを見据えた「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」を取りまとめ、「全世代型社会保障」の構築に向け、取り組むべき課題を示している。

この中で、「医師偏在対策」について、長期的には医師の供給が需要を上回ることを前提に、医師養成課程における医師偏在対策の取組を進めることとしており、近年、医師多数県での養成数を抑制する動きが加速している。

また、令和6年12月に医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージを策定し、医師偏在の是正をさらに進めていくとしている。

中国・四国の各県では、これまで、多くの労力と工夫を凝らし、医療提供体制を確保するために必要な医師の確保に努めてきたところであるが、国の機械的な指標に基づき、医師多数県と位置づけられている県においても、人口・社会資源等の都市部への集中という構造的な課題を背景とした「地域偏在」や「診療科偏在」に加え、「医師の高齢化」と「若手医師の流出」が年々深刻さを増し、特に中山間地域や離島において必要な診療科の医師を確保できない等の実態があり、医療提供体制を守っていくため、地域の実情を踏まえた「若手医師」の確保・定着に向けた対策が急務となっている。さらに、へき地診療所や瀬戸内海巡回診療船「済生丸」については、人口減少や物価高等により収支不足が拡大するなど、将来にわたって運営を継続するための支援が求められる。

また、「医療提供体制改革の推進」に関して、新興感染症の脅威等を背景に、公立・公的医療機関の医療提供体制確保が重要度を増す中、2040年とその先を見据えた「新たな地域医療構想」について、地域の実情に応じた取組が一層重要となる。

加えて、今年度よりかかりつけ医機能報告制度が開始することから、この中で県や市町村、医療機関等に対し、これまで以上に多くの実務を担うことが求められている。

なお、改革工程に示された様々な取組を推進し、持続可能な医療提供体制を確保するためには、「医療DXによる効率化・質の向上」が不可欠であるが、その推進にあたっては、医療現場に混乱・支障を生じさせないように、十分な配慮が必要である。

更に、今後の高齢化の更なる進行等を踏まえ、社会の活力を維持、向上させつつ「全世代型社会保障」を実現していくためには、質の高い医療・介護を効率的・効果的に提供できる体制の構築や介護予防・健康づくり、がん対策の取組の強化を通じた「健康寿命の延伸」などが求められている。

こうした中、医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等においては、人口減少により、患者・利用者が減少し、あわせて従事者の確保が難しくなっており、加えて、賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰が続いていることから、その経営環境は大変厳しい状況にある。

更に、中山間地域・離島といったへき地における訪問系や通所系の介護サービス提供について、訪問や送迎等の移動に係るコストが介護報酬において十分に評価されておらず、採算の確保が難しいという報酬構造上の問題が指摘されている。

加えて、訪問介護については、令和6年度の報酬改定で基本報酬の引下げが行われたことなどにより、特にサービス提供が非効率なへき地において、事業者の経営が一層厳しさを増しているところである。

これらを踏まえて、次の点について強く要望する。

- 1 地方において、安定的かつ継続的な医師確保が行われるよう、地方との協議をしっかりと行い、地方の実情を十分に認識した上で、国が主体となり実効性のある偏在対策・確保対策を講じること。

また、医学部臨時定員枠については、地理的条件等、地域の実情を踏まえ、地域に必要な医師数を確保できるよう現在の枠を継続すること。

- 2 医師や看護職員等、医療人材の着実な確保・養成や勤務環境の改善等に向け、「地域医療介護総合確保基金」の国予算を確保するとともに、柔軟な活用を可能とすること。

また、へき地診療所や瀬戸内海巡回診療船「済生丸」の安定的な運営を確保できるよう、財政支援の拡充を行うこと。

- 3 新たな地域医療構想については、令和4年3月に示された方針のとおり、「各都道府県の地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進める」との認識のもと、病床の削減や統廃合ありきではなく、個々の病院及び地域の個別事情を十分踏まえ、各都道府県が主体的に取組を進められるよう、地方とも丁寧に協議をしながら検討を進めること。

また、新たな地域医療構想の策定及び推進に当たっては、対象分野の拡大、取組の深化、医療機関機能報告の新設等について、現場の医療機関や自治体など関係者の負担が大きくなる懸念があることから、業務重複の回避など、関係者の負担軽減に配慮した制度設計にするとともに、策定段階からの各種支援体制の確保、自治体の体制整備に対する地方財政措置等を講じるほか、地域医療介護総合確保基金の拡充等、新たな地域医療構想を推進するための財源を十分確保すること。

さらに、コロナ禍において、感染症対応に重要な役割を果たした公立・公的医療機関の医療機能と役割も踏まえて、地域の実情に即したものとなるよう十分な検証を行い、考え方を示すこと。

- 4 かかりつけ医機能報告制度の円滑な実施に向けて、地域ごとの協議に必要となるデータを提供し、県や市町村等の負担軽減を図るとともに、医療機関が取組を進めるために必要な財政支援を行うこと。

かかりつけ医機能報告制度については、先般公表されたガイドラインにおいて、医療機関への報告依頼や内容の確認、重層的な協議の場の設置及び運用、住民・患者への周知啓発など、様々な業務を県が担うこととされている。県に過度な負担がかからないよう、ガイドラインの内容を見直すとともに、業務を円滑に進めるために必要となる経費について、十分な財政支援を講じること。

また、本年秋を予定している、医療機関への報告依頼の開始に向けて、医療機関向けマニュアルや報告システムの内容を早期に示すとともに、現場に混乱が生じないように、コールセンターの設置など、十分な体制を講じること。

- 5 公立病院では、効率性・経済合理性だけでは対応できない救急医療・周産期医療や新興感染症への対応などの政策的医療を担うだけでなく、医療の先進性の確保を通じ、住民への医療の充実を図る必要があるが、現下の物価高騰や人件費増加等に伴い、もはや経営努力のみでは対応することが困難な極めて厳しい経営状況にあることから、柔軟な診療報酬改定や、一般会計からの繰出に対する地方公営企業繰出基準の見直しなどの財政的支援を拡充するとともに、高度医療・先進的医療のための医療機器の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう、適切な地方財政措置を講じるよう検討を進めること。

- 6 医療DXの推進に当たっては、地域の医療機関の実情をしっかりと把握するとともに、医療機関におけるインフラの整備・維持及びサイバーセキュリティ対策について、必要な財源の支援を行うこと。

また、DXへの対応が難しい患者が取り残されることのないよう、国民に対し、丁寧な説明と支援を行うこと。

- 7 「健康寿命の延伸」に必要な介護予防・フレイル予防については、地域特性に応じた取組を推進するため、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について地方と十分に協議を行い、柔軟な運用がで

きるよう意見を制度に反映させること。あわせて、地方において必要な施策が確実に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

また、がん検診について、実施主体を明確にするとともに、受診率向上を図るため、法制度を整備すること。

8 高額療養費制度は、国民の命と暮らしを守る重要なセーフティーネットとして位置づけられているが、現状の負担上限額であっても、高額な治療を継続した際の家計への影響は少なくない。本制度のあり方について議論がある中で、こうした国民の生活状況を踏まえ、生死に直結する治療断念につながるような見直しは撤回し、制度としての役割や持続可能性等について丁寧かつ幅広い議論を行うこと。

9 公定価格である診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬により運営されている保険医療機関や介護・福祉事業所は、物価高や人件費の影響を価格に転嫁できず、厳しい経営状況にあることから、次期報酬改定において、地域の公的サービス提供体制を将来にわたって維持・確保するため、社会経済情勢を適切に反映すること。

また、令和6年度の報酬改定では不十分であることから、遡及と同等の効果を念頭に置いた臨時的な報酬改定や、国による補助制度の創設・拡充など、早急に対策を講じるとともに、物価や賃金の上昇が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度等に組み込むこと。

10 中山間地域・離島等の介護サービス提供体制の確保については、地域の実態を踏まえて必要なコストを適正に評価するとともに、令和9年度に予定されている次の定期改定を待たずして臨時改定等の措置を速やかに講じることとも含め、物価の上昇などの社会情勢を迅速に反映させる制度設計を行うことで、介護事業所の経営安定化を図ること。

11 人口減少地域の介護老人保健施設等では、老朽化や入所率低下、人材不足等の問題を抱え施設継続が困難になってきており、障がい者や単身高齢者の住まい等へのニーズを充足するためにも、年齢や障がいの有無に関わらず人々が安心して暮らすことができる居住環境の構築に向けた既存施設の用途転換等の有効活用を図るため、補助金等の規制弾力化や国による財源措置も含めて支援策を講じること。

令和7年8月26日

中四国サミット								
鳥島岡広山徳香愛高(一社)四国	取根山島口島川媛知	県県県県県県	知知知知知知	事事事事事事	平丸伊湯村後池中濱芦	井山木崎岡田村田谷井	伸達隆英嗣正豊時省	治也太彦政純人広司茂介
					長		啓	

教育の充実について

令和7年8月26日
中四国サミット

教育の充実について

将来の予測が困難な時代において、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を実現させるためには、一人一人の生産性の向上と多様な人材の社会参画を促進するとともに、新たなイノベーションにつながる取組の推進が不可欠であり、「人への投資」を通じて、社会の持続的な発展を生み出す人材を育成する必要がある。

現在の教育現場においては、いじめや不登校、「特別な配慮を必要とする」外国人児童生徒等の増加への対応など、様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にある。また、学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っているが、実社会の日常生活で必要となる基礎的な学力が子どもたちに十分身に付いていない可能性がある。

さらに、家庭の環境や経済状況に関わらず、すべての子どもが希望する教育を受けられるよう、機会を保障していくことが重要である。

このような中、一人一人の子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、教育の充実を図っていくため、次の事項について強く要請する。

- 1 義務教育においては、教員が児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気を高めていくことが必要であるが、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（令和6年12月25日付け中央教育審議会への諮問）では、令和6年11月25日の全国知事会議で文部科学大臣が表明された「基礎学力に課題を抱える児童生徒が相当数存在すること」への課題認識、具体的な方策の検討が含まれていない。よって、義務教育段階では基礎学力の育成を最優先とすることを、速やかに諮問内容へ追加すること。
- 2 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されたが、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

- 3 帰国・外国人児童生徒等、日本語指導を必要とする児童生徒に対する支援の推進にあたっては、教員・支援員等の人材確保や日本語指導体制の整備、保護者への支援など、多岐にわたる取組が必要である一方、財政的負担が大きく、各自治体においては十分な対応が困難な状況にある。こうした実情を踏まえ、自治体の要望額に見合った十分な財政支援を行うこと。
- 4 小学校・中学校における不登校児童生徒が増加する中、不登校支援の充実が図れるよう、校内教育支援センター支援員については、補助年限に上限を設けず、また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう十分な財政措置を講ずること。
- 5 次代を担うすべての子どもたちが、生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、高い倫理観や豊かな人間性を持ち、意欲にあふれ自立した若者へと成長し、誰もが充実した生活を送ることができるようにするため、生活困窮家庭やひとり親の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や地域と学校との連携・協働の強化を図ること。
また、高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。
- 6 子どもの健やかな成長のため、豊かな体験の機会を確保できるよう、青少年の交流や自然体験活動の広域的な拠点施設である国立青少年教育施設は、国の責務として経営基盤の強化を図り国営で存続すること。
また、一時的な雇止めは、施設で働く従業員の雇用が不安定となり離職を招きかねず、人手の確保が難しくなることで施設の閉館につながりかねないことから、一時休館中も雇用を継続すること。
- 7 子育て世帯の経済的な負担軽減のため、児童手当などの金銭給付の拡充はもとより、多額の費用を要する私立学校や塾通いが前提となっているような大学入試制度の見直し、金銭的負担が少ない公教育を充実させる取組を進めること。また、地方における高等教育の機会確保のため、国立大学の授業料について、進学希望者が進学を諦めなければならないような値上げは行わないこと。
- 8 子どもたちが、SNSによる犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」の募集広告）を通じた犯罪への加担や、オンラインカジノの利用、また、生

成A I 等を利用した実在する児童の性的画像の作成・流布などの事案に巻き込まれることを未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最適な対策について省庁横断的に検討し、実効的な対策を講ずること。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	湯	崎	英	彦
山	口	県	知	事	村	岡	嗣	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)中国経済連合会会長					芦	谷		茂
四国経済連合会会長					長	井	啓	介

東京一極集中の是正と 地方における人口減少対策について

令和7年8月26日
中四国サミット

東京一極集中の是正と地方における人口減少対策について

我が国の総人口は、14年連続で減少しており、そのうち日本人の減少幅は13年連続で拡大している。

また、半世紀にわたって続く少子化の影響で、高齢者世代を支える現役世代の割合も低下しており、このままの少子化が続くと、日本の社会経済システムの基盤が維持できなくなる事態となることが懸念される。

一方、過度な東京一極集中については、地方の人材不足につながるだけでなく、イノベーションの促進に必要な多様性の確保、大規模災害時の大学、企業、政府機関等のリスク分散や、超過密により悪化する生活環境の改善といった観点からも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、地方では、人口減少に歯止めをかけ、将来世代が暮らし続けられる地域を守るため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく法定のスキームの下、地方創生の実現に向け、施策を総動員して取組を進めてきた。

しかしながら、我が国の人口減少・少子高齢化の進行には歯止めがかかっておらず、東京への一極集中についても、新型コロナの影響で、一時地方からの転入超過幅が縮小したものの、コロナ禍からの社会情勢の正常化に伴い、再び拡大する傾向にある。

これまで地方は、東京をはじめとした大都市圏への人材や食糧、エネルギーの供給、治水や二酸化炭素吸収等による国土・環境の保全など、我が国の発展に大きく貢献してきたところであり、裏を返せば、地方の衰退は東京の衰退を招き、ひいては、国全体の衰退にもつながりかねないことを意味する。我が国の持続的な発展のため、国は東京一極集中の是正に全力で取り組む必要がある。

このように、人口減少問題は地方だけで取り組むべきものではなく、国全体で戦略的に取り組むべき国家的課題である。人口や産業が特定の地域に集中している現状を見過ごすことなく、地域における人口の社会減を緩和する対策、保育・教育の無償化をはじめとする子ども・子育てにやさしい社会へ転換する対策、人口減少地域においても住み続けることができる持続可能な地域づくり対策などの重要課題について、国、自治体、企業をはじめとする様々な主体や国民が連携協力して、真に効果的な施策や運動を展開していくことが、人口減少傾向に歯止めをかけ、地方と大都市圏がともに希望ある未来をつくるための筋道であり、災害に強く豊かな国をつくることにもつながる。

このため、次の点について強く提言する。

1 「地方創生 2.0」の実現に向けた戦略的な施策の推進

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って統括推進し、戦略的に挑戦するためにも、「庁」レベルの司令塔を設置するとともに、日本社会のあり方を大きく変える「地方創生 2.0」の実現に向け、これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国と地方の適切な役割分担により、「地方創生 2.0」の中心的課題である人口減少対策を、スピード感をもって強力に推進すること。

また、その推進に当たっては、国や地方団体のみならず、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をはじめとする関係団体と連帯し、課題解決に向けた施策を展開すること。特に、東京一極集中の是正は、地方にとって人口流出の歯止めとなるだけでなく、大都市における超過密の解消にも寄与するもので、双方においてメリットがあり、かつ、出生率の低い地域から高い地域へ若者が移動することにより、日本全体の出生数の増加にも寄与するものであることを、広く国民に周知していくとともに、都市部には「ゆとり」を、地方部には「活力」を創出するためにも、国土政策として、大都市機能の地方分散に真摯に取り組むこと。

2 地方における若者の定着・増加に向けた大都市機能の地方分散

大学等への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、大学、企業、政府関係機関等の地方移転促進策について、「新しい地方経済・生活環境創造本部」のもと、強力に推進すること。

また、過度な東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、地方大学の定員増及び財政的支援の強化、企業の地方移転に向けた税制優遇の強化や助成の拡大のほか、東京と地方の法人税に差を設けるなどの思い切った税制措置を講じるとともに、若者の地方への定着につながる取組への支援の拡充や、若者の転出につながる大都市と地方との実質賃金の格差是正、若者に魅力ある仕事の創出に向けてデジタル化等の「人への投資」を通じた高付加価値な製品やサービスを生み出す地方経済の活性化支援を図ること。

併せて、「地方創生 2.0」推進の原動力となる公務人材の確保に向け、国の公務部門における正職員の短時間勤務拡大の検討に合わせて、会計年度任用職員についても、地域の実情に応じた短時間正職員化を含めたあり方の検討等を行うこと。

さらに、「関係人口」の創出・拡大を進めるため、ふるさと住民登録制度の創設に際しては、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、登録を促進するための情報発信や自治体が登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。

加えて、東京への一極集中の問題解決のためには、人口の移動理由の分析が必要であるため、転出入した全員の移動理由が把握できる全国的な調査の仕組みを構築すること。

3 少子化対策の充実・強化

住む場所や自治体の財政力で子育て支援に格差が生じることがないように、子ども医療費助成制度の創設のほか、幼児教育・保育、学校給食費、私立学校授業料の無償化など、子育てや教育費の負担に係る基幹的な経済的支援については、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、国の責任において全国一律の制度化と支援水準の充実を図ること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済的支援制度を創設すること。

その上で、地方が地域の実情に応じて、分野横断的にきめ細かな取組ができるよう、地方交付税措置の充実や自由度の高い交付金、基金制度の創設を行うこと。

また、国において、標準的な出産費用の自己負担無償化に向けた検討を行う方針が示されたが、具体的な制度設計にあたっては、出産を望む当事者や分娩を取り扱う医療機関等現場の実情を十分に踏まえること。

加えて、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化するとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現し、性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づきや社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進め、女性に偏りがちな家事・育児等を男性も行うことが当たり前と捉えられる社会に向けた理解促進を図ること。

4 持続可能な地域社会を実現するための地方税財源の確保

住み続けることができる持続可能な地域づくりに必要な地方一般財源総額の十分な確保を図るとともに、各地域が実情に応じて行う取組に対し、引き続き包括的かつ柔軟に財政支援を行うこと。

大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地域間の税源の偏在を是正するためのさらなる措置の検討を行うこと。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	湯	崎	英	彦
山	口	県	知	事	村	岡	嗣	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)中国経済連合会会長					芦	谷		茂
四国経済連合会会長					長	井	啓	介

国民の政治参加の促進と 公明かつ適正な選挙の実現について

令和7年8月26日
中四国サミット

国民の政治参加の促進と公明かつ適正な選挙の実現について

選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることができる最も重要な機会であるが、近年においては、全国的に投票率が低下傾向にあり、令和5年の統一地方選挙においては、知事選挙46.78%、県議会議員選挙41.85%と、いずれも過去最低を記録する結果となっている。中国・四国地方における直近の知事選挙・県議会議員選挙では、一部の県では投票率が上昇したものの、過去と比較して低水準に留まっている。国政選挙の投票率は、依然として低い水準に留まっており、投票率低下の傾向は、国政選挙・地方選挙を問わず、同様の状況である。

また、改選定数に占める無投票当選者数の割合についても、令和5年の統一地方選挙においては、都道府県議会議員選挙25.0%、町村議会議員選挙30.8%と増加傾向にあり、地方議員のなり手不足も深刻化している。

各自治体では、選挙時の各種啓発活動や、期日前投票所の増設、投票所への移動支援などの利便性・投票環境の向上を図り、また、常時啓発として選挙出前授業等の主権者教育に鋭意取り組んでいるが、投票率の向上への効果は明確には見られていない。加えて、投票立会人の確保に苦労している市町村もあり、投票所数の減少につながる一因となっている。

さらに、近年の選挙では、候補者の選挙運動を妨害する行為や、当選の意思がなく立候補した者が他の候補者を応援する、いわゆる「2馬力選挙」、ポスター掲示場に候補者と無関係なポスターが掲示されるなど、民主主義の信認を脅かす事態が発生したほか、AIなどのデジタル技術の進展により、フェイク情報の拡散など、個々人が責任をもって主体的に判断し、選挙を通じて政治の方向性を決定する「人間主導の民主主義」が危険にさらされている。

このため、国民の政治参加を促進するのに必要な投票環境の整備とともに、選挙を通じて政治に国民の意見を適正に反映し、民主主義にとって危機的な状況を回避するため、次の事項について要望する。

1 国民の政治参加促進に向けた取組

全ての国民が安心して大切な一票を投じることのできるよう、国における「投票環境向上」や「郵便等投票の対象者拡大の検討」、「インターネット投票の検討」等の対策を更に加速させること。

また、地域によっては投票立会人の確保困難が投票所減少の一因となっていることを踏まえ、投票立会人の配置要件を緩和し、市町村が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を構築することや、オンラインでの投票立会を推進することなど、民主主義の根幹をなす選挙制度の見直しを更に進

めること。

併せて、なり手不足解消のための「多様な人材が立候補しやすい環境の整備」や「自治会の加入率低下の対策を含めたシティズンシップ教育（市民の社会参画・政治参加のための教育）の推進」等を行い、国民の政治参加促進のため、制度改正も視野に入れた抜本的な見直しを行うこと。

2 自治体の取組に対する支援・援助

市町村による投票所等の増設や移動支援の取組を一層促進するとともに、そうした国民の政治参加に向けた各自治体の取組等について、財政措置も含めた支援・援助を行うこと。

3 公明かつ適正な選挙の実現

本年5月に施行された公職選挙法の改正法において、選挙に関するインターネット等の利用、公職の候補者間の公平の確保等に対応するための施策の在り方について引き続き検討することとされたが、7月の参議院議員選挙においては、真偽不明の情報やフェイク情報が拡散し、SNS上での誹謗中傷や民主的な議論を阻害する行為などが激化するなど、社会の分断につながりかねない状況にあるため、SNS上での誹謗中傷などに対する罰則も含めたインターネットの不適正な利用や情報拡散への対策など、現在の状況に合わせた見直しが急務である。公職選挙法の更なる改正も含めて国会で議論するとともに、法令の解釈・運用の明確化を図るなど、国として適切に対応すること。また、AIなどのデジタル技術によるフェイク情報の拡散などを防ぎ、人間主導の民主主義を担保するためのルールづくりや政治的影響を与えようとする外国勢力による選挙介入を防ぐための対策を国として推進すること。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	湯	木	英	彦
山	口	県	知	事	村	崎	嗣	政
徳	島	県	知	事	後	藤	正	純
香	川	県	知	事	池	田	豊	人
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)中国経済連合会会長					芦	谷		茂
四国経済連合会会長					長	井	啓	介

参議院議員選挙における 合区の解消について

令和7年8月26日
中四国サミット

参議院議員選挙における合区の解消について

我が国では、初めての近代的憲法である大日本帝国憲法の制定にあわせて府県制が整備されて以降、都道府県が住民の意思や意見を集約する民主主義の基盤としての役割を担ってきた。

こうした背景のもと、参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきたところである。

しかし、平成28年7月の参議院議員選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。特に、自県を代表する議員を選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態となった。

その結果、令和7年の参議院議員選挙では、鳥取県と島根県の投票率は前回は上回っているものの、合区制度の導入前と比べると低い水準となり、また、徳島・高知選挙区においては、徳島県の投票率が3回連続で全国最低を記録した。このように、合区4県では、投票率が低い水準で常態化するなど、合区の様々な弊害が顕在化しており、より深刻度を増している。

また、令和元年に行われた参議院選挙時には、都道府県単位の代表が選出され得る、いわゆる特定枠が比例代表選挙に導入されたが、特定枠で選出された合区対象県の議員が辞職し、合区地域とは無関係な人が繰り上げ当選するという事態も生じたところであり、根本的な合区の解消が依然として必要である。

合区制度では、合区した2つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなる。また、今後、人口の減少と大都市への集中が更に進めば、合区対象県が更に拡大される可能性があり、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、そうした課題に直面している地方の意見や実情が反映されにくくなることが懸念される。

このまま国での議論が停滞し、合区問題への対応が遅れることは、我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域の更なる拡大につながる可能性があり、絶対に許してはならない。

これまでも、全国知事会のみならず、本サミットにおいても、平成29年に緊急決議を採択して以降、合区解消に関する共同アピールを続けるなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

憲法改正等の抜本的な対応により必ず参議院の合区を解消し、各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映される制度とするよう、強く要求する。

令和7年8月26日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	後藤田正純
香川県知事	池田豊人
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	芦谷茂
四国経済連合会会長	長井啓介